

法人のお客さまへ取引時確認などのお願い

当金庫では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、窓口等において取引時確認を行うとともに、最近、新聞・テレビなどで報道されております法人口座を悪用した詐欺等の金融犯罪を未然に防止するため、以下の事項をお願いしております。

ご不便、お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

1. 取引時確認が必要なお取引

—主なもの— ※これ以外にも取引時確認が必要な場合があります。(詳しくは窓口にお尋ね下さい。)

- ① 口座開設、貸金庫・夜間金庫の開始
- ② 10万円を超える現金振込(税金の納付等を除く)・持参人払式小切手による現金の受取り
- ③ 200万円を超える現金・持参人払式小切手の受払い・外貨両替
- ④ 融資取引 ⑤ 保険契約の締結・変更 ⑥ 投信の契約・変更

2. 確認事項およびお持ちいただくもの ※原本をお持ちください

—原則、顔写真付の書類をお持ち下さい—

確認事項	お持ちいただくもの(主なもの)	種類	
名称、本店または主たる事務所の所在地	履歴事項全部証明書 ※権利能力なき社団・財団の場合は「規約等」		
来店された方	氏名・住所・生年月日	● 運転免許証 ● 運転経歴証明書(H24年4月以降交付) ● 在留カードまたは特別永住者証明書 ● パスポート(注1) ● マイナンバーカード(通知カードは不可) 等	いずれか1種類
	顔写真付でない書類	○ 健康保険証 ○ 共済組合員証 ○ 年金手帳 ○ 母子健康手帳 等 ◎ 住民票の写し(記載事項証明書) ◎ 戸籍の謄本・抄本(附票あり) ◎ 現住所の記載がある公共料金、税・社会保険料の領収書等(領収日付等が当庫に提示する日の6か月以内) 等	発行元の異なる2種類 ○+○ または ○+◎ のペア
	法人のお客様のために取引を行っていることを確認できる書類	委任状 履歴事項全部証明書(代表権のある役員の場合のみ) 上記のほか、法人のお客様への電話などによる確認	左記のいずれか
事業内容	履歴事項全部証明書、定款	同上	
取引を行う目的 主な仕入・販売先	お客さまの申告により確認させていただきます		
実質的支配者(注2)の確認資料 ※権利能力なき社団・財団を除きます	・「申告受理および認証証明書」または「申告受理証明書」(注3) ・「実質的支配者情報一覧」の写し(注4) ・定款(※下記(注3・4)以外の法人) ・株主名簿または出資者名簿、法人税申告書別表(二) ・実質的支配者(注2)の公的な本人確認資料		

(ご留意いただく事項)

- お申込みから口座開設までに2週間程度を要する場合があります。
- ご提出いただいた書類のほか、必要に応じ追加で書類の提示をお願いすることがあります。
- お申込みにお応えできず、口座の開設をお断りする場合がありますのでご了承ください。
- 詳しくは各営業店にお問い合わせください。

(注1) 令和2年2月より発行のパスポートは、別途現在の住所の記載のある書類も必要になります。

(注2) 法人の事業活動に支配的な影響力を有する自然人など

(注3) 株式会社、一般社団・財団法人で設立日が平成30年11月30日以降の場合

(注4) 株式会社の場合(法務省民事局チラシ参照 <https://www.moj.go.jp/content/001391096.pdf>)